

# 伊佐市農業委員会 10 回総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 1 月 30 日 (水) 午前 9 時 00 分から 10 時 30 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)  
会 長 15 番委員  
委 員

## 農業委員

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 |        |
| 5 番委員 |        |
| 7 番委員 |        |
| 8 番委員 |        |
| 9 番委員 |        |

## 農地利用最適化推進委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 番推進委員  | 12 番推進委員 |
| 2 番推進委員  | 13 番推進委員 |
| 3 番推進委員  | 14 番推進委員 |
| 6 番推進委員  | 15 番推進委員 |
| 7 番推進委員  | 16 番推進委員 |
| 8 番推進委員  | 17 番推進委員 |
| 9 番推進委員  | 19 番推進委員 |
| 11 番推進委員 | 20 番推進委員 |

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 9 番委員 10 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 7 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係書記

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
農業者年金の推進をしていただきまして、本当にありがとうございました。農業者年金制度は農家の皆さんにとって非常に良い制度ですので、今後も機会あるごとに推進方をよろしく願いいたします。  
また、本年も始まりましたが、本年もよろしく願いいたします。  
本日は、14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
9番農業委員と10番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料は1から5ページになります。  
基盤強化法による利用権解約が19件、田61筆、畑6筆でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしと言うことですので、報告第2号「農地の利用目的変更について」をお願いいたします。

事務局 6ページをお開き下さい。  
報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る11日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請者は、伊佐市大口原田に居住されています Y Tさん54歳です。  
申請地は、伊佐市大口原田字原田1052番2、地目は畑、地積は518㎡の内農業用作業所120㎡と通路40㎡、合計160㎡を届出をせずに平成元年に整備したとのことで、現在も利用していることから今回始末書付きの届となっております。

転用に係る面積が160㎡であり、農地法施行規則第29条第1項第1号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設2a未満と言うことで、届出に該当します。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

この議案は13番農地利用最適化推進委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(13番農地利用最適化推進委員退席)

議長 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、所有権移転についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、東京都豊島区高松3丁目に居住されています市外住民の T Tさんです。

譲受人は、伊佐市大口青木に居住されています認定農業者の S Nさん60歳で、経営面積は、田23、882㎡、畑373㎡、合計24、255㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市大口青木字中山3109番3外10筆で、地目は田、地積は合計14、116㎡で、新青木屯田池より南東へ約1.1k

mに点在し、現況はよく管理された田で、売買価格は総額250,000円であります。

番号2番の譲渡人は、伊佐市大口前目に居住されています MSさん89歳です。

譲受人は、伊佐市大口原田に居住されています認定農業者の YTさん54歳で、経営面積は、田118,979㎡、畑7,200㎡、計126,179㎡と、生産牛17頭を飼養しています。

土地の所在地は、伊佐市大口原田字牟田口768番7、地目は田、地積は364㎡で、伊佐農林高校より西へ約200m位置し、現況はよく管理された田で、売買価格は総額140,000円であります。

続きまして、基盤法の貸借についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。期間は3年から10年で、面積は田214,507㎡、畑7,444㎡の計221,951㎡です。利用権を設定する者の数46名、利用権の設定を受ける者の数24名です。

土地の詳細につきましては、8ページ番号1から18ページ番号46のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

17番推進委員 所有権移転の番号1番ですが、説明の中で総額が〇〇万円と言うことで、相対でもう無償でいいとのことだったんだらうと思いますが、〇〇万円があまりにも安すぎるのではないのでしょうか。

本人にしてはいいことなんですが、今後ほかの田の売買の時、路線価等であそこの田はいくらしたのか。となった時に1.4haで〇〇万円だったと出てくれば、周りの田んぼの価格の低下が出てこないのでしょうか。

事務局 この案件につきましては、多々良石の一番奥の方で高い所になります。所有者が東京在住で相続を受けられ、地図はありませんが田のすぐ側に宅地もあり、一括で処分したいとの希望があり、管理もできないので価格については宅地も含めいくらでもいいということと、現在諏訪さんが耕作さ

れていたこともあり、諏訪さんにいくらでもいいから買って欲しくないかと相談がありまして、水もかからないところもあったり、耕作にも不便などころではあります、金額については、他の圃場整備地の田とは比較にはなりません、その農地の一角であると妥当なのかなと、SさんとTさんとの契約になりますので、妥当な金額と考えます。

議長 他にないでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議長 13番農地利用最適化推進委員の入室をお願いします。

(13番農地利用最適化推進委員入室)

議長 13番農地利用最適化推進委員、所有権移転の番号1番は許可が決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。  
整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、去る1月25日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。  
申請人 NYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は70歳です。  
渡し人 MTさんは、埼玉県蕨市北町5丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字下村1016番3外2筆で、地目は田、地積は合計1,469㎡です。所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は80,672㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は1筆が約500m、2筆が約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る1月25日現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は50歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字串毛ケ迫1580番で、地目は畑、地積は1,644㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は67,578㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号3番につきまして、去る1月28日現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたします。

申請人 H福祉会さんは、伊佐市大口曾木に所在する社会福祉法人です。

渡し人 TEさんは、大阪府茨木市東奈良2丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字荒瀬902番外1筆で、地目は畑、地積は合計1,196㎡で、所有権移転売買であります。

受人は社会福祉法人であります。農地の権利移動の不許可の例外として、農地法施行令第2条1項(ハ)に教育・医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合、許可可能と示されています。

また、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件及び下限面積要件は不要であるため、今回申請面積1,196㎡ですが、取得可能と思われまます。農業従事者は5名で、申請地にはかぼちゃを作付けする予定で、JAかぼ

ちや部会との協議も行っており、周辺地域との関係も支障はないと思われ  
ます。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し  
ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、定款、字図等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終  
わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご  
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号4番につきまして、去る1月24日現地調査を行いましたので、  
私7番が報告をいたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口湊辺に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口湊辺字轟ノ下37番1外3筆で、地目は田、地積  
は合計4,010㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は10,176㎡で取得可能面積であります。農業従事  
者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地であり  
ます。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し  
ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終



		<p>わかります。</p>
議	長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、13番農業委員の報告を求めます。</p>
13番 農業委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る1月25日現地調査を行いましたので、私13番が報告をいたします。</p> <p>申請人 TKさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は61歳です。</p> <p>渡し人 TMさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は90歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口牛尾字小城682番1外3筆で、地目は畑、地積は4筆計2,490㎡と、牛尾字湯ノ元357番外1筆で、地目は田、地積は2筆計5,979㎡、6筆合計8,469㎡の所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は9,167㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る1月20日現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。 申請人 TTさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は57歳です。 渡し人 MEさんは、東京都八王子市七国四丁目に居住され、市外住民で年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市大口堂崎字上須川339番外1筆で、地目は田、地積は2筆合計5,031㎡で所有権移転売買であります。 受人の経営面積は11,828㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る1月23日現地調査を行いましたので、私5番が報告をいたします。

申請人 MOさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 IKさんは、埼玉県さいたま市緑区山崎一丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字湾洲103番1で、地目は田、地積は415㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は19,567㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る1月25日現地調査を行いましたので、私7番が報告をいたします。

申請人 OKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 NHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字円通寺原2616番5で、地目は田、地積は291㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は8,164㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.2kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号9番について、この議案は1番農地利用最適化推進委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(1番農地利用最適化推進委員退席)

議長 2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る1月25日現地調査を行いましたので、私2番が報告をいたします。

申請人 NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 STさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字野中799番1で、地目は田、地積は2,009㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は43,172㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、許可が決定いたしました

議長 1番農地利用最適化推進委員の入室をお願いします。

(1番農地利用最適化推進委員入室)

議 長	1 番農地利用最適化推進委員、所有権移転の番号 9 番は許可が決定いたしました。
議 長	整理番号 10 番について、9 番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 10 番につきまして、去る 1 月 24 日現地調査を行いましたので、私 9 番が報告をいたします。</p> <p>申請人 K T さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 76 歳です。</p> <p>渡し人 K Y さんは、鹿児島市坂之上七丁目に居住され、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島 2312 番 1 で、地目は田、地積は 1,241 m<sup>2</sup>で所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は 6,249 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は 1 名で、通作距離は約 0.5 km で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等はリースで使用しているとのことです。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>9 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号 9 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号 10 番は、許可が決定いたしました</p>
議 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 10 件について、10 件の許可が処分決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）」申出の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定の整理番号1番について、去る1月25日、申請人のTMさん立会いのもと、14番推進委員、19番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1303番1で、地目は畑、地積は2,057㎡であります。

所在地は、九州電力変電所から西へ約100mに位置し、現況は畑であります。東側は山林、北側は畑、西側は畑、南側は道路で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、周囲は北側、南側は農地ですが、農用地区域の外周部のため、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われまます。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見書、位置図、現地写真等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）」申出の意見決定について、申請件数1件について、意見決定1件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 番号1番についてご説明いたします。

申請者は、鹿児島市上福元町に事務所を置く 株式会社 Kで、9月総会において経営拡大により牛舎4棟1, 958.4㎡、農業用倉庫1棟120㎡を整備することで許可を得ましたが、その後経営方針の変更で、牛舎4棟2, 631.6㎡、農業用倉庫1棟151.2㎡、のこず庫1棟105㎡を整備したいとのことで、農地転用事業計画変更申請書が提出されました。

申請地の農用地区分は農用区域域内農地ではありますが、伊佐市の農用地利用計画において指定された用途、農業用施設に供するため許可相当と判断されるため、当該変更申請は適切であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、決定いたしました。

議長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件



数1件について、1件が決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月25日、申請人の立会い不在のもと、13番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

申請人 HTさんは、宮崎県佐土原町上田島に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字湯ノ元2470番1で、地目は田、地積は1,940㎡、外2筆で地目は田と畑で3筆地積合計は5,135㎡であります。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林でヒノキ、スギ等であります。

所在地は、甲斐商店工場から西へ約200mに位置しており、南側は山林と畑、東側、北側、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

農地法を知らず、平成8年3月20日に山林として整備してしまい、理由としては、周囲が山林であり鳥獣被害等があり耕作できなかった。と言うことで始末書が提出されています。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月25日、申請人の代理人K行政書士立会いのもと、15番農業委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、横浜市金沢区六浦三丁目に居住されている KYさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている NMさんで、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字水天元568番4で、地目は畑、地積は1,012㎡です。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地です。

所在地は、鹿児島ダイハツ支店から北へ約20mに位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数240枚、発電容量44kWを予定しています。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、字図、平面図、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

12番推進委員 隣接地に宅地がありますが、大丈夫でしょうか。

5番農業委員 現地を見る限り、ぴたっとくっしている状況ではなさそうでしたので、支障はないと判断しました。

議長 外にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る1月25日、申請人の代理人M行政書立会いのもと、15番農業委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に居住されているTYさんで、年齢は76歳です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されているMTさんで、年齢は72歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は車両置き場となっています。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1423番59で、地目は畑、地積は332㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、菱刈ホンダ大口店の隣に位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は雑種地であり、周囲に与える影響はないと思われま

添付書類として、全部事項証明書、地積図、平面時、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る1月25日、申請人代理人N法書士立会いのもと、2番農業委員、20番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、福岡市博多区浦田一丁目に所在する 株式会社 H電機で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている AEさんで、年齢は59歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、パネル設置枚数280枚、発電出力49.6kWを予定しています。

申請地は、伊佐市菱刈田中字砂取1016番2で、地目は畑、地積は1,068㎡で、農地区分は、第2種農地その他の農地であります。

所在地は、田中小学校の北側に位置しており、田中小学校の駐車場に接しています。南側は一段低くなって田中小学校駐車場、東側は畑、北側は道路を挟んで山林、西側は竹藪であり、周囲に与える影響はないと思わ

れます。

被害防除計画によると、汚排水処理は自然流下となっていますが、東側の畑とは畔などの明確な仕切りがなく、また、周辺の排水路が整備されていないので、多量の降雨の際に隣接する畑や小学校駐車場に雨水が流れ込む恐れがあります。

立会人の説明では、表面をコンクリート等で覆うような工事はしない、現状のまま残すので、表面の吸収性は変わらない。また、太陽光パネルは野々基礎に固定する方式になるので、排水については現状と変わらないので、周辺に迷惑をかけることはないとのことでした。

被害防除に関する誓約書を厳守することも含めて、立会人に確認を行いました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、平面図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚 wastewater 処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

7番推進委員 汚 wastewater 処理を行ってから工事をされるんですか。

10番農業委員 現状農地の所を草払い等を行い、野々基礎の上にパネルを設置するので、地盤の表面は変わらない。雨水の吸収性は今までと変わらないので問題はありませんとのことでした。

7番推進委員 ここは勾配があるので雨が降った場合、学校の駐車場の方へ流れていく所なので、排水対策をしたうえで工事をされるべきでないかなと、私は思うんですが。

10番農業委員 このことについては、田中小学校の駐車場の方にゆるやかな勾配がありますが、1年前まで耕作されていましたが、その時と変わらず地形は現状のまま使用するということと、被害防除に関する誓約書もあるので、許可ざるおえないのかなということ、3人で合意しました。

ぬの基礎が勾配に対して直角になるので、雨水がそこに溜まって横の方へ流れていく恐れはありますが、あくまでも恐れですので強く言えないところです。

- 7 番 推進委員 現状を考えた場合に雨水が流れ込んでいくところなので、じゃないかな  
 ということ、許可してもいいのか。と私は思います。
- 議 長 はい、そういう意見が出ましたが、外の委員の方意見はありませんか。
- 1 7 番 推進委員 雨水対策のために申請地の下の方に土側溝で穴を掘って水を溜める方  
 法等もあるかと思うんですが。
- 7 番 推進委員 今回の報告では、そういったことを行うということもなく、責任を取ると  
 いう形のものなんですけど、私もその隣の畑を耕作したことがありますけど、  
 雨が降ったら下の方へ流れ込むんです。それが分かっている許可を出すの  
 がどうかなあと思っています。
- 9 番 農業委員 その対応は、地元からの苦情があった場合を考え、何か書いてもらった  
 方がいいのではないかと。ちゃんと処理するという形をとってもらえれば  
 許可できるんですけど。今の状況だと一面に雨が降ればそこに溜まるので  
 汚排水処理はちゃんとしてもらいたいという意見です。
- 1 0 番 農業委員 その辺非常に危惧される場所なので、立合人には3人の意見として言  
 いました。それと西側が竹林になっていますが、竹が現状農地に覆いかぶ  
 さっている状況なので、その落ち葉の問題もあるのではと色々指摘はし  
 たんですが。問題が発生した場合、竹藪は伐採するなど別途工事もする  
 のことでしたので、不許可とまではならなかったということなんです。
- 1 7 番 推進委員 許可になれば農業委員会からは離れるわけですから、こういうところは  
 用心をして許可の判断を出すべきではないかと。思います。
- 1 番 推進委員 要するに、根本は許可を出したところが、もし事故があった場合に、何  
 故許可を出したのかと、責任を追及された場合に正当化する自信があれば  
 許可してもいいし、世間の考えは、恐れを持ったうえでの対策が普通の考  
 えだと思います。そういう恐れがあれば、申請者の方で対処することを契  
 約するとかしないと決まらないような気がします。意見として。
- 1 0 番 農業委員 先ほども申しましたが、被害防除に関する誓約書を厳守すると言われた  
 以上は、それ以外に農地法に抵触する部分がないので、許可ざるおえない  
 のかなという感じなんです。

事務局	<p>現地について前もって確認していますが、今ご指摘がありましたように学校敷地のすぐ上の方になりますが、10番委員から現地確認するが立会人に雨水処理はどうするのか聞かれるので、対応方をお願いしますとN行政書士さんには連絡してありました。</p> <p>すぐ下が学校敷地になるので雨水が一番心配されると思いますが、10番委員から説明があったように、自然流下で排水処理を行うということと、被害防除計画書等での処理を行う旨、N行政書士さんから話は聞いていました。</p> <p>農地法上は書類等もそろっていますので、最終的な判断は農業委員の皆様方にさせていただきたいと思います。</p>
17番 推進委員	<p>隣の農地についてもこのような施設になる可能性があるのですが、側溝なりそのような対策をしてからのほうが、後の責任ではなく、最初からそのような対策をするのが、順番ではないのかなと思います。</p>
8番 推進委員 事務局	<p>今回の件が不許可になった場合にはどのようなになるんですか。</p> <p>不許可という判断であれば、不許可の通知を出します。ただそれには理由がいります。何故だめなのかと。</p> <p>ただ今回の案件は、隣が公的機関であれば、1つの案として、今回は保留をかけて、隣が教育委員会の管轄になるので、教育委員会と協議をしたうえで、雨水処理に対して問題がないのかなど、今までの現状を踏まえて、シートで覆いをしようが、農地のまま残そうが、ただでさせ雨水が流れ込むということであるならば、対策をしないと学校側に迷惑がかかるので、それが事故につながったりする場合がありますが、農地法上は、先ほど1番推進委員さんが言われたように、どこに転用の許可を出しても何かしら起こえる可能性は持っているという認識なんですけど、今回は隣が学校敷地ということで、農業委員会が別途必要な添付書類として、例えば教育委員会側との協議書を添付するとか過去には例がありました。</p> <p>ここで、許可するか、不許可にするのか、後々問題が出てきそうなところは、先ほどいったように別途必要書類を添付してもらいご審議いただいた経緯があります。</p> <p>ただ、外の市町村は太陽光発電に関するガイドラインを定めているので、農地であってもガイドラインをクリアしないと転用側が許可ができないとなっています。</p> <p>農地法上は今回の案件については、許可はできないとは、今までの話の中ではならないかもしれませんが、事故が起こりうる可能性もあるので、そのような別途必要な書類も添付していないとの委員さん方の判断であ</p>

れば、それらを添付して、もう1回委員さん方に協議していただくのもあるということをし添えておきます。

8 番 現地のことは私も分かりませんが、今回は保留ということではいけない  
推進委員 でしょうか。

事務局 被害防除計画書、被害防除に関する誓約書が、基本的にはこういうふう  
に行います。となっていますが、今までも転売するところもあり、また、  
崩れて農道をふさいだりなど多数あり、それに基づいてガイドラインを作  
成しないといけにということで、2年ぐらい前から協議をしていますが進  
んでいない状況です。

今までの状況を踏まえると要協議した方がいいのではないかと、私は感  
じました。

1 0 番 この案件については、当初Hという会社が九電の許可を取っていたが、  
農業委員 Hの計画図面の中には森林伐採及び排水工事は別途行いますと。書いてあ  
るが、これがどこまで現在のH電機に制約されるか、もう1回確認したほ  
うがいいのかなというのがあります。

太陽光発電施設の申請は多いんですが、継承、継承と誰が責任を持って  
やるのか、分かりずらくなっていますのでいつも悩むところではありま  
す。

8 番 太陽光発電施設の場合、下請け、下請けでそれぞれの事業工程で業者が  
推進委員 違うので、問題が出ているみたいです。このようなことがないように、ガ  
イドラインがあった方がいいと思います。

1 2 番 保留にして、こういった案件は前のことを言って申し訳ありませんが、  
推進委員 決定権は農業委員さんにありますので、農業委員さん全員で現地調査をし  
保留した翌月に決定した経緯があります。

事故が起きたからは、今言われた通り誰の責任かとならかと思ひますの  
で、念には念をいれて、現地を見て判断された方がいいかと思ひます。

議長 大体意見も出たようですが、外にありませんか。  
後は、許可にするか。保留にするか。になるかと思ひます。  
不許可はこの場ではないのではと思ひます。  
保留にする場合、今までの意見をもとに、教育委員会との協議をしても  
らい、また、総会終了後、農業委員全員で現地確認をし、2月総会で賛否  
を図る。ことになりませんが、いかがいたしまししょうか。



3 番 保留がいいんじゃないでしょうか。時間を取った方がこういった問題が  
農業委員 出たとういことであれば。

1 番 農業委員全員で、研修という形で1回現地確認をしたらと思います。  
農業委員 その中で色々意見をきいて判断したらと思います。

議長 それでは、整理番号3番ついて保留ということで賛成の農業委員の挙手  
を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、保留決定いたしました。

議長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に  
農業委員 ついてのうち、整理番号4番について、去る1月25日、申請人の代理人  
N行政書士立会いのもと、10番農業委員、20番推進委員、私2番農業  
委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、福岡市博多区浦田一丁目に所在する 株式会社 H電機で一  
般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている AEさんで、年齢は59  
歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈田中字豊原939番で、地目は畑、地積は1,3  
65㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、田中小学校から南へ約500mに位置しており、南側は宅  
地、東側は畑、北側は田中自治会館、西側は市道であり、周囲に与える影  
響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数348枚、設置容量111.  
36kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、位置図、配置図、資  
金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書  
積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る1月25日、申請人のS Iさん立会いのもと、10番農業委員、20番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されている S Iさんで、年齢は70歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈市山に居住されている HMさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は資材置場となっております。

申請地は、伊佐市菱刈市山字新町2417番3で、地目は畑、地積は892㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、田中小学校からの西へ約1kmに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は畑、西側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひ

たします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る1月25日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、7番農業委員、16番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、福岡市博多区博多駅東二丁目に所在する株式会社S 代表取締役 MHさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている UYさんで、年齢は79歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字橋ノ口545番85外1筆で、地目は畑、地積は合計1,469㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、大口小木原のこっがら団地より北へ約500mに位置しており、東側は宅地、北側は公衆道路を挟んで畑、西側は宅地と原野、南側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書

積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号7番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に  
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号7番について、去る1月25日、申請人の代理人  
T行政書士立会いのもと、14番推進委員、19番推進委員、私3番農業  
委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市明和四丁目に居住されているSSさんで、市外住民です。

譲渡人は、埼玉県所沢市大字下安松に居住されているSHさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字馬場2096番2で、地目は畑、地積は724㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、湯之尾小学校から南西へ約50mに位置しており、南側は排水路、東側は宅地、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量84.9kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、住民票、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る1月25日、申請人の代理人H行政書士立会いのもと、9番農業委員、8番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口市下殿に居住されている ODさんで、年齢は34歳です。

譲渡人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている NHさんで、年齢は83歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅となっております。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字円通寺原2616番1で、地目は田、地積は500㎡で、農地区分は第1種農地であります。

所在地は、伊佐市文化会館から北西へ約150mに位置しており、南側は道路と田、東側は宅地、北側はた、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図、資金証明書、被

害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、1件の保留、処分決定7件が処分決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第7号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る1月25日、申請人のYTさん立会いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしまして、9番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市大口原田に居住されています。

申請地は、伊佐市大口原田字原田1036番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,399㎡です。

非農地となった時期及び理由としまして、平成10年頃、隣接する宅地の一部として利用しており、今後も耕作目的に利用する予定がないため非

農地証明願いを提出したとのことでした。

所在地は、伊佐農林高校より北へ約1 kmに位置し、東側は宅地、西側は農道、南側は市道、北側は雑木林であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、全体が施設等で農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第7号「非農地証明願」1件申請のうち、1件の許可が決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。1月の月例報告をします。  
去る10日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

25日、現地調査を一斉にしております。30日、本日は第10回農業委員会の総会です。

2月の行事予定ですが、5日に2月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。

2月の総会ですが1年間の行事予定では27日に総会を予定していま

したが、3月の議会と日程が重なるために前日の26日に第11回の農業委員会の総会を開催させていただきますのでよろしくお願いします。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、平成30年度 第10回農業委員会総会を終わります。

事務局 姿勢を正してください。  
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時30分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 9 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 10 番 .....



